

令和2年第3回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第372号

令和2年第3回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年8月18日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和2年9月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和元年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の 差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他		
02 総務費	01 総務管理費	複合文化施設等 大規模改修事業 (複合文化施設等 大規模改修工事 基本・実施設計業 務委託料)	30	円	71,280,000	0	0	0	71,280,000	71,280,000	0	0	0	71,280,000	0	0	0	0	0
			元	円	166,320,000	0	0	0	166,320,000	166,320,000	0	0	0	166,320,000	0	0	0	0	0
			計	円	237,600,000	0	0	0	237,600,000	237,600,000	0	0	0	237,600,000	0	0	0	0	0
		庁舎管理経費 (本庁舎給排水衛 生設備等改修工 事監理業務委託 料)	29	円	4,600,000	0	3,000,000	0	1,600,000	4,600,000	0	3,000,000	0	1,600,000	0	0	0	0	0
			30	円	8,900,000	0	7,000,000	0	1,900,000	8,900,000	0	7,000,000	0	1,900,000	0	0	0	0	0
			元	円	2,106,000	0	1,500,000	0	606,000	2,106,000	0	1,500,000	0	606,000	0	0	0	0	0
	計	円	15,606,000	0	11,500,000	0	4,106,000	15,606,000	0	11,500,000	0	4,106,000	0	0	0	0	0		
	庁舎管理経費 (本庁舎給排水衛 生設備等改修工 事)	29	円	103,500,000	0	78,000,000	0	25,500,000	103,500,000	0	78,000,000	0	25,500,000	0	0	0	0	0	
		30	円	126,000,000	9,453,000	85,000,000	0	31,547,000	126,000,000	9,453,000	85,000,000	0	31,547,000	0	0	0	0	0	
		元	円	30,057,000	0	22,500,000	0	7,557,000	30,056,400	0	22,500,000	0	7,556,400	600	0	0	0	600	
		計	円	259,557,000	9,453,000	185,500,000	0	64,604,000	259,556,400	9,453,000	185,500,000	0	64,603,400	600	0	0	0	600	
	03 民生費	01 社会福祉費	(仮称)都営住宅 合築福祉施設整 備事業 (仮称)都営住宅 合築福祉施設工 事業務委託)	28	円	128,000,000	0	0	60,000,000	68,000,000	90,401,578	0	0	60,000,000	30,401,578	37,598,422	0	0	0
29				円	76,667,000	0	0	27,000,000	49,667,000	37,598,422	0	0	0	37,598,422	39,068,578	0	0	27,000,000	12,068,578
30				円	128,462,000	25,500,000	0	40,000,000	62,962,000	205,128,536	78,225,000	0	40,000,000	86,903,536	△ 76,666,536	△ 52,725,000	0	0	△ 23,941,536
元				円	24,871,000	12,000,000	0	12,000,000	871,000	19,575,122	8,500,000	0	10,000,000	1,075,122	5,295,878	3,500,000	0	2,000,000	△ 204,122
計				円	358,000,000	37,500,000	0	139,000,000	181,500,000	352,703,658	86,725,000	0	110,000,000	155,978,658	5,296,342	△ 49,225,000	0	29,000,000	25,521,342

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較							
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			一般財源			
					特定財源				特定財源				特定財源						
					国都支出金	地方債	その他		国都支出金	地方債	その他		国都支出金	地方債	その他				
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備 事業 (西落合小学校改 修工事監理業務 委託料)	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			30	16,100,000	0	10,100,000	0	6,000,000	16,100,000	0	10,100,000	0	6,000,000	0	0	0	0	0	0
			元	13,100,000	0	7,400,000	0	5,700,000	11,602,000	10,000,000	0	0	1,602,000	1,498,000	△ 10,000,000	7,400,000	0	0	4,098,000
			計	29,200,000	0	17,500,000	0	11,700,000	27,702,000	10,000,000	10,100,000	0	7,602,000	1,498,000	△ 10,000,000	7,400,000	0	0	4,098,000
		小学校施設整備 事業 (西落合小学校改 修工事)	29	242,000,000	58,186,000	183,600,000	0	214,000	0	0	0	0	242,000,000	58,186,000	183,600,000	0	214,000		
			30	360,000,000	78,887,000	276,800,000	0	4,313,000	484,100,000	75,953,000	368,300,000	0	39,847,000	△ 124,100,000	2,934,000	△ 91,500,000	0	△ 35,534,000	
			元	485,300,000	82,001,000	389,000,000	10,000,000	4,299,000	527,211,080	86,840,000	317,000,000	0	123,371,080	△ 41,911,080	△ 4,839,000	72,000,000	10,000,000	△ 119,072,080	
			計	1,087,300,000	219,074,000	849,400,000	10,000,000	8,826,000	1,011,311,080	162,793,000	685,300,000	0	163,218,080	75,988,920	56,281,000	164,100,000	10,000,000	△ 154,392,080	
	03 中学校費	中学校施設整備 事業 (和田中学校改修 工事実施設計業 務委託料)	30	8,000,000	0	0	0	8,000,000	8,000,000	0	0	0	8,000,000	0	0	0	0	0	
			元	28,700,000	0	0	0	28,700,000	19,602,000	0	0	0	19,602,000	9,098,000	0	0	0	9,098,000	
			計	36,700,000	0	0	0	36,700,000	27,602,000	0	0	0	27,602,000	9,098,000	0	0	0	9,098,000	
	06 保健体育費	温水プール管理 運営費 (温水プール改修 工事基本・実施設 計業務委託料)	30	4,400,000	0	0	0	4,400,000	4,400,000	0	0	0	4,400,000	0	0	0	0	0	
			元	10,446,000	0	0	0	10,446,000	10,445,572	0	0	0	10,445,572	428	0	0	0	428	
			計	14,846,000	0	0	0	14,846,000	14,845,572	0	0	0	14,845,572	428	0	0	0	428	
		総合体育館及び 屋外体育施設管理 運営費 (諏訪北公園庭球 場壁打ち改修工 事監理業務委託 料)	30	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0	0	100,000	0	0	0	0	100,000	
			元	440,000	0	0	0	440,000	540,000	0	0	0	540,000	△ 100,000	0	0	0	△ 100,000	
			計	540,000	0	0	0	540,000	540,000	0	0	0	540,000	0	0	0	0	0	
		総合体育館及び 屋外体育施設管理 運営費 (諏訪北公園庭球 場壁打ち改修工 事)	30	3,800,000	0	0	0	3,800,000	0	0	0	0	3,800,000	0	0	0	0	3,800,000	
			元	5,901,000	0	0	0	5,901,000	9,700,560	0	0	0	9,700,560	△ 3,799,560	0	0	0	△ 3,799,560	
	計		9,701,000	0	0	0	9,701,000	9,700,560	0	0	0	9,700,560	440	0	0	0	440		

令和2年9月1日 提出

多摩市長 阿部 裕行

報告第 5 号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により算定した令和元年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.76)	— (16.76)	1.6 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 6 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した令和元年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,351,235 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載している。

第 9 5 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

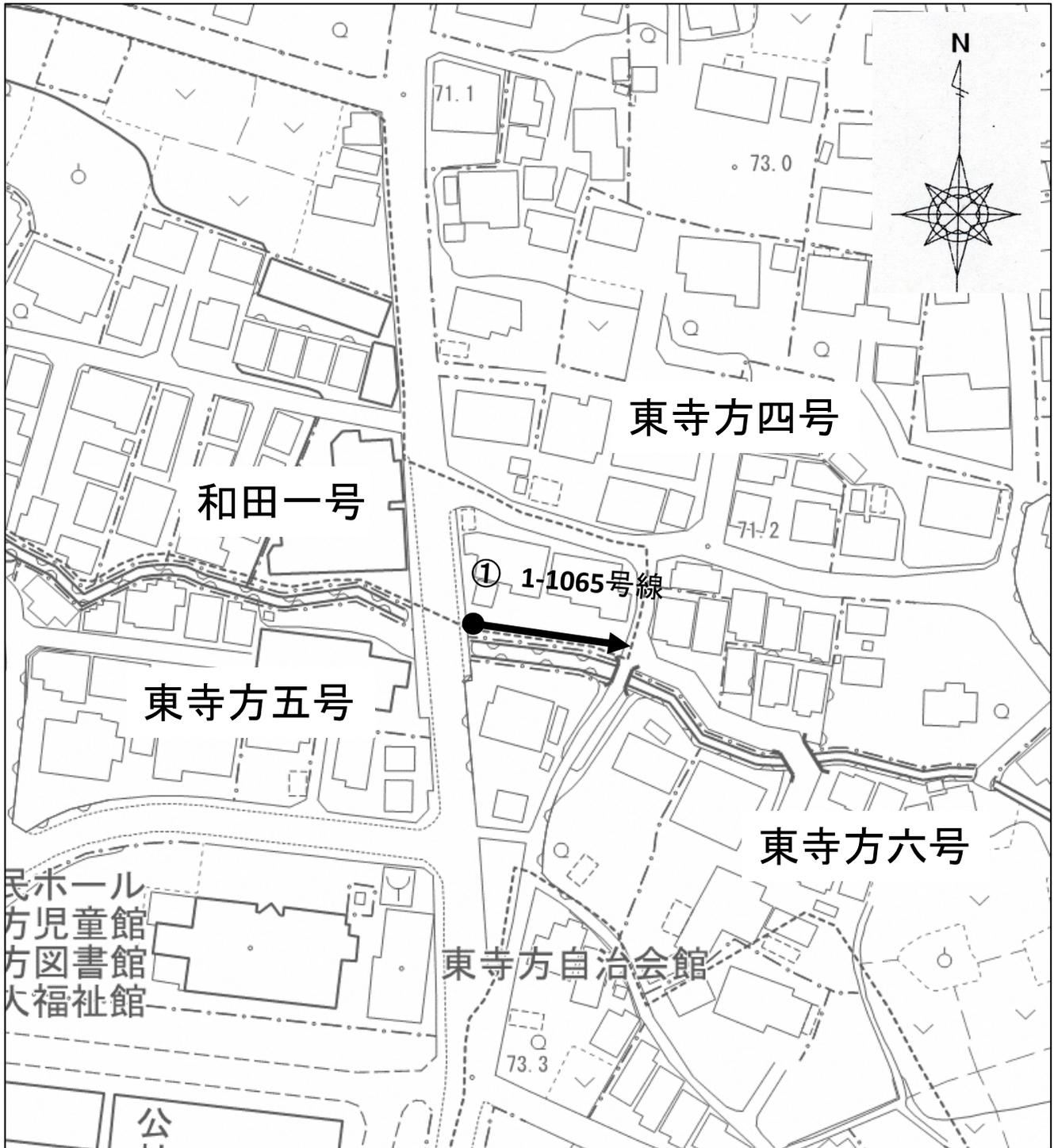
廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	1 - 1 0 6 5 号線	起 点	和田 1 番 1 1 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	和田 1 番 1 地先	

令和2年度第1ブロック廃止路線図

案内図

① 1-1065号線



凡例	
起点	●——
終点	————→

第 9 6 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

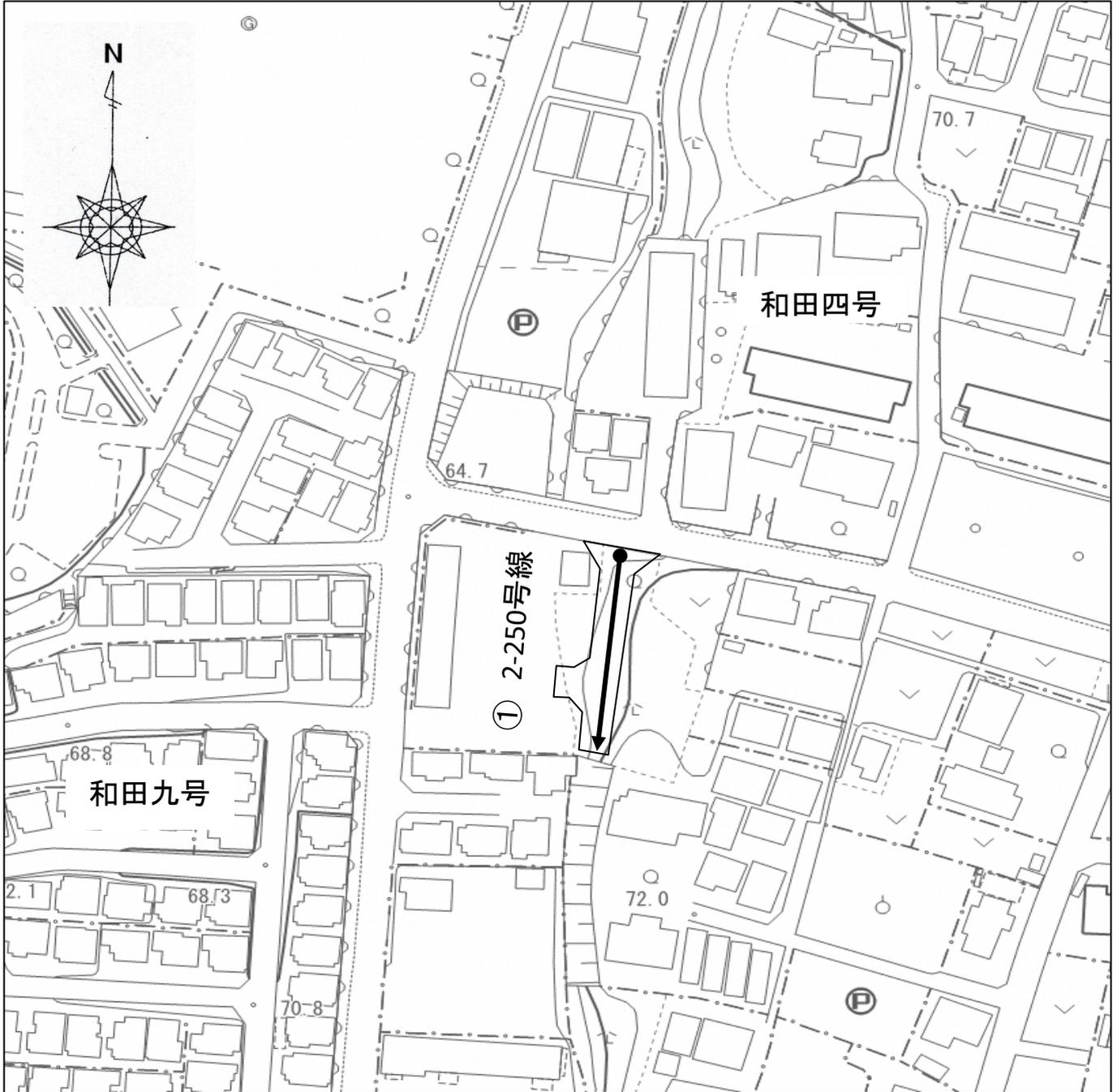
認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	2 - 2 5 0 号 線	起 点	和 田 3 1 0 番 7 地 先	
		終 点	和 田 3 1 0 番 1 1 地 先	

令和2年度第2ブロック認定路線図

案内図

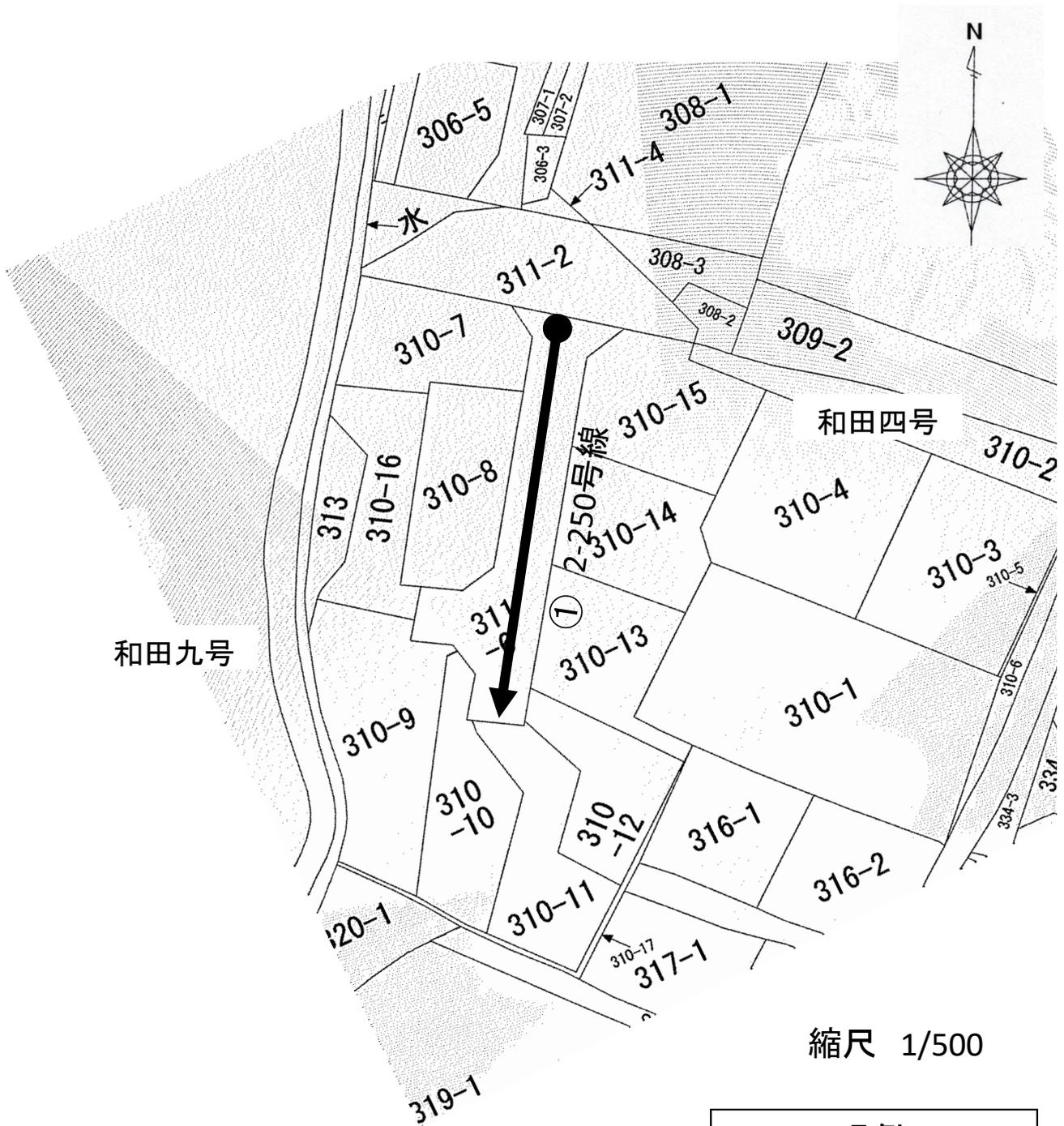
① 2-250号線



凡例	
起点	●
終点	→

認定路線土地所在図

① 2-250号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	●——
終点	——→

第 9 7 号議案

和田中学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部
変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 2 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た和田中学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 和田中学校改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都多摩市落川 1 2 5 1 番地
朝倉・イワヲ建設共同企業体 株式会社朝倉組
代表取締役 朝倉泰成 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金 6 2 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円</u>
<u>変更後 金 6 3 1 , 8 2 9 , 0 0 0 円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

令和 2 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和元年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第 98 号議案

多摩ニュータウン環境組合規約の変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩ニュータウン環境組合規約の一部を改正する規約

多摩ニュータウン環境組合規約（平成 5 年 4 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表八王子市の項及び町田市の項を次のように改める。

八王子市	下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑓水、鑓水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目、北野台一丁目、北野台二丁目、北野台三丁目、北野台四丁目、北野台五丁目、長沼町、絹ヶ丘一丁目、絹ヶ丘二丁目及び絹ヶ丘三丁目
町田市	小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、小山ヶ丘三丁目、小山ヶ丘四丁目、小山ヶ丘五丁目、小山ヶ丘六丁目、小山町字 32 号、大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、真光寺二丁目、真光寺三丁目、広袴町、広袴一丁目、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、鶴川二丁目 11 番、鶴川二丁目 14 番（鶴川団地に限る。）、鶴川二丁目 15 番、鶴川五丁目 1 番から 4 番まで、鶴川五丁目 6 番、鶴川六丁目 7 番（鶴川団地に限る。）及び鶴川六丁目 8 番から 9 番まで

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 99 号議案

多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市手数料条例の一部を改正する条例

多摩市手数料条例（平成 12 年多摩市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 11 の項中「。以下「番号法」という。」を削り、同表 12 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第100号議案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和48年多摩市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(感染症防疫手当に関する措置)

2 別表感染症防疫手当の項に規定する職員のうち、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)に係る業務に従事したものに支給する感染症防疫手当については、令和2年8月1日から当分の間、同項中「1,000円」とあるのは次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、同表備考中「行旅病人等取扱手当」とあるのは「感染症防疫手当及び行旅病人等取扱手当」とする。

(1) 職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者(以下この項において「感染者等」という。)に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの(任命権者が指定するものに限る。)に従事したとき 3,00

0円

- (2) 職員が、感染者等に対して行う業務（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき（前号に規定する業務に従事した場合を除く。） 2,000円
（多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正）

第2条 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の報酬の特例）

- 4 第18条の規定にかかわらず、会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。以下同じ。）に係る業務に従事したときは、令和2年8月1日から当分の間、給与条例第9条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を別表の報酬額に加算する。

- (1) 会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき 日額又は1勤務につき3,000円
- (2) 会計年度任用職員が、感染者等に対して行う業務（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき（前号に規定する業務に従事した場合を除く。） 日額又は1勤務につき2,000円

- 5 前項の場合における第24条第2項の適用については、同項ただし書中「及び第20条の規定による超過勤務に係る報酬」とあるのは、「、第20条の規定による超過勤務に係る報酬及び附則第4項の規定による給与条例第9条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び第2条の規定による改正後の多摩市会計年

度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定は、令和2年8月1日から適用する。

第101号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第24条の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の中止等（同条第1項に規定する中止等をいう。）により生じた当該指定行事の入場料金等払戻請求権（同条第1項に規定する入場料金等払戻請求権をいう。）の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

第 102 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 40 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように
改正する。

附則第 18 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

第103号議案

多摩市立市民活動・交流センター条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立市民活動・交流センター条例

(設置)

第1条 市民が主体的に行う活動（以下「市民活動」という。）の場を提供するとともに、市民活動を支援し、及び市民の交流を促進することにより、豊かな地域社会の実現を図るため、多摩市立市民活動・交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立市民活動・交流センター

位置 多摩市貝取一丁目26番地1

(施設)

第3条 センターに別表に掲げる施設（以下「施設」という。）を置く。

(指定管理者による管理運営)

第4条 多摩市長（以下「市長」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせるものとする。

- (1) 市民活動の場の提供、市民活動を支援し、又は市民の交流を促進するための事業の実施、センターを利用する団体の活動の支援、センターの運営に係る市民参画の推進その他の市民活動の支援又は市民の交流に関する業務
- (2) 施設、附帯設備及び駐車場（以下「施設等」という。）の利用の承認及び制限に関する業務
- (3) 施設等の維持及び管理に関する業務

- (4) 第10条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- (休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日进行定めることができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 施設等の利用時間は、規則で定める。

(利用の承認)

第7条 施設等を利用しようとするものは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認に際して、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の承認に関し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(利用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。
- (4) 専ら営利を目的とする事業を行い、又は営利事業を援助するために利用するとき。
- (5) 施設等又はこれに附属する器具（以下「附属器具」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (6) 管理上支障があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設等の利用を不相当と認めるとき。

(利用承認の制限等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を制限し、若しくは停止し、又は施設等の利用の承認を取り消すこ

とができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第1項の承認を受けた内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 災害、事故その他のやむを得ない事由により利用することができなくなったとき。
- (4) 公益上支障が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設等の利用を不相当と認めるとき。

2 第7条第1項の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）が、前項の規定により施設等の利用を制限され、若しくは停止され、又は施設等の利用の承認を取り消されたことにより生じた利用者の損害については、指定管理者はその責を負わない。

（利用料金）

第10条 利用者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ納入しなければならない。ただし、駐車場を利用するとき又は指定管理者が別に納期を定めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、規則で定める事由に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（特別の設備等の禁止）

第13条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は附属器具以外の器具を持ち込むことができない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用権の譲渡禁止）

第14条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき又は第9条第1項第1号若しくは第2号に該当して施設等の利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、施設等、附属器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理運営)

第17条 市長は、指定管理者の指定を取り消したときその他指定管理者による管理をすることができないと認めるときは、この条例の規定にかかわらず、必要な限度において、自らセンターの管理運営に関する業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合における利用料金の徴収にあつては、市長は、これを使用料として徴収することができる。

3 第1項の管理運営に関する業務及び前項の使用料については、市長はその自ら管理運営する業務の範囲及び期間並びに使用料の額をあらかじめ規則で定める方法により周知しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 施設等の利用の申請及び承認その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第3条、第10条関係)

1 施設に係る利用料金の上限額

施設の区分	1時間当たりの料金
101教室	220円
201教室	300円

204 教室	70 円
213 教室	70 円
214 教室	70 円
301 教室	300 円
302 教室	150 円
303 教室	150 円
305 教室	150 円
401 教室	220 円
403 教室	220 円
404 教室	150 円
体育館（全面利用）	400 円
体育館（半面利用）	200 円
グラウンド（全面利用）	300 円
グラウンド（半面利用）	150 円

2 附帯設備に係る利用料金の上限額

附帯設備の区分	単位	料金
ピアノ	1 時間	50 円
陶芸窯	1 回	1,000 円

3 駐車場に係る利用料金の上限額

単位	料金
最初の 1 時間まで	無料
1 時間を超え、以後 1 時間までごとに	100 円

備考

- 1 施設及び附帯設備に係る利用料金の上限額は、多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上を占める団体である利用者に対して適用し、それ以外の団体である利用者の利用料金の上限額は、規定料金の倍額とする。
- 2 施設又は附帯設備に係る 1 時間に満たない利用は、1 時間とみなす。
- 3 駐車場の利用に係る 1 日（第 6 条第 1 項に規定する開館時間における 1 日をいう。）の最大利用料金の上限額は、600 円とする。

第104号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年多摩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第105号議案

多摩市立多摩ふるさと資料館条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立多摩ふるさと資料館条例

(設置)

第1条 文化財を保管するとともに、その収蔵展示及び文化財を利用した体験学習、情報発信等を行うことにより、郷土の文化に対する市民の理解を深め、後世に継承することを目的として、多摩市立多摩ふるさと資料館（以下「ふるさと資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふるさと資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立多摩ふるさと資料館

位置 多摩市貝取一丁目26番地1

(管理)

第3条 ふるさと資料館は、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ふるさと資料館の管理運営に関する業務のうち、ふるさと資料館の施設及びその附帯設備等（以下「施設等」という。）の維持及び管理その他教育委員会が特に必要と認める業務を行わせることができる。

(事業)

第4条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために、ふるさと資料館において次に掲げる事業を行う。

(1) 多摩市の歴史、民俗等に関する文化財資料（以下「文化財資料」という。）の収集、整理、保存、閲覧、公開等に関すること。

- (2) 収蔵展示室における文化財資料の見学、公開等に関すること。
- (3) 文化財資料を利用した体験学習及び文化財資料の利用に関して必要な説明、指導等に関すること。
- (4) 文化財資料に関する調査、研究等に関すること。
- (5) 文化財に関する展示会、講演会、講座、研究会等の実施並びに文化財の保護及び活用の啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
(休館日)

第5条 ふるさと資料館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、施設等の管理又は文化財資料の点検のため必要があるときその他教育委員会が必要と認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館日を設定することができる。

(開館時間)

第6条 ふるさと資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(見学等の制限)

第7条 教育委員会及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふるさと資料館への立入りを拒み、又はふるさと資料館からの退去を求めることができる。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等、文化財資料等の破損、汚損等をするおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(料金)

第8条 ふるさと資料館の利用は、無料とする。

(原状回復の義務)

第9条 収蔵展示室を見学する者（以下「見学者」という。）は、収蔵展示室の見学を終了したとき又は第7条の規定により退去を求められたときは、教育委員会又は指定管理者の指示により、利用した文化財資料を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 見学者は、故意又は過失により施設等、文化財資料等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を多摩市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会による管理)

第11条 教育委員会は、第3条第2項の規定により施設等の維持及び管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者の指定を取り消したときその他指定管理者による管理をすることができないと認めるときは、この条例の規定にかかわらず、必要な限度において、教育委員会自ら施設等の維持及び管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。